



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 石原ケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 時 澤 元 一
(コード番号 4462 東証第二部)
問合せ先 総務部長 山 口 恭 正
(TEL 078-682-2311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会におきまして、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 78 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 24 条(取締役の責任免除)および第 31 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、定款第 24 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現行定款第 25 条に補欠監査役の選任に関する規定および補欠監査役の選任決議の有効期間を新設するとともに、現行定款第 26 条を一部変更および規定を新設し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (3) 上記(1)の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日(火曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第 25 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 26 条 (条文省略) 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 27 条～第 29 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第 26 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 27 条 (現行どおり) 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 28 条～第 30 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 30 条～第 33 条 (条文省略)	<u>償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 32 条～第 35 条 (現行どおり)

以 上